

「車両所関係における職場諸要求」における 回答の訂正に関して議論！ 大阪仕業検査車両所とSEKの作業区分(NFB後確認) の回答に苦しまぎれの説明！

1月19日、11:00より支社会議室において「車両所関係における職場諸要求」に関して関西支社と業務委員会を開催しました。昨年12月18日に開催した業務委員会の中で、仕業検査車両所とSEKとの作業区分の回答について訂正がありました。その時の回答、議論内容を報告します。

出席者は組合側業務委員・山下副委員長、浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田法対部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、奥村運輸課課長代理、森車両課課長代理、清水人事課係長でした。

《 「申」第9号「2015年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）」
に関する申し入れ（2015年9月14日申入）に対する会社回答 》

《 12月18日の回答 》

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

(2) 仕業検査時のJRとSEKの作業区分を明確にすること。

【回答】作業区分は明確になっている。

(3) SEKとの契約内容を明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

(4) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。

【回答】作業は適性に行われている。

(5) NFB等はJR社員が後確認するようになっているが、SEKの責任施工にし、JRの後確認を省略すること。

【回答】SEKの責任施工である。

(6) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明確にすること。

【回答】作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により、適時、適切に判断している。

《 会社の訂正内容 》

(5) NFB等はJR社員が後確認するようになっているが、SEKの責任施工にし、JRの後確認を省略すること。

⇒⇒ 【訂正】NFBの後確認はJRが行なっている。現状そのような考えはない。

《 議論内容 》

請負は責任施行である！何故NFBだけJRが扱うのか！

組合：東京車両所での扱いはどうなってるのか。

会社：同じ。

組合：室内の作業は責任施工でSEKが行うようになってるが、NFBだけJRが行う根拠は何か。

会社：直営としてキチンと見ていく必要がある。

組合：SEKで便器の取り替え時にNFBを扱う。仕業検査の時に扱うNFBの取扱いは何故違うのか。

会社：便器の修理のフローが分からない。

組合：車内点検がSEKの責任施工となっているということは、全て完了させてJRに受け渡すことである。

SEKの作業は100%ではないのか！？

会社：完全にやりきったものをキチンと見ていく。

組合：やりきったものを何故見る必要があるのか。

会社：JRがキチンと見ていく。

組合：作業そのものはJRが点検して完了という認識か。

会社：作業はSEKが完了させている。

組合：SEKの作業だけでは100%完了したことにならないということか。

会社：完了してる。その後JRの方でNFB復位の確認をやる。

組合：それで初めて完了したという事になるのではないのか。

会社：ご意見はあると思うが。

組合：何故、見る必要があるのか。

会社：NFBの復位を忘れるといけない。

組合：腑に落ちない。現場で作業区分が徹底されていないことが問題だ。その度に連絡して指示受けている。本来、責任施工ということで作業区分を明確化していないのか。明確化しているものを示すべき。

会社：JRの社員としてやるべき事は示し周知してる。SEKの契約上の作業は終わる。これとは別の作業としてJRが確認をするということ。JRがやるべき事を周知してるだけ。

組合：無理のある考えだ。

会社：動きとしては同じのようだが、見切りは別。

組合：そうならばSEKがやった作業の後を全てJRが見る事になる。

不明確な作業区分に理論は必要ない！

明確化して示すべき！

会社：理論的には間違いではない。一方は全部やる。方や一部やる。論理的には間違いではない。

組合：請負作業は丸投げするという事になってる中で、同じ作業、同じNFBを扱う作業である。会社の別の作業という考え方には納得いかない。

組合：責任区分がはっきりしてないことが原因である。この辺の解消についての見解は。

会社：回答しているとおり。

組合：今後の事故や故障時の責任の区分がはっきりしないことで問題になることになる。
作業区分をはっきりするできた。

会社：ご要望は承る。

以上